

# 第2章

## 就業支援に関する施策等

平成14(2002)年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、国は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定し(平成15(2003)年3月策定、平成16(2004)年2月一部改正)、これを受けて、都道府県、市及び福祉事務所設置町村において、母子及び寡婦自立促進計画を策定している(平成18(2006)年度において180の地方公共団体が策定済み)。これらに基づき、平成18(2006)年度においては、以下のような具体策を展開した。

## 1 就業相談・就職支援

全国のハローワーク(公共職業安定所)を通じて、年間7万人以上の母子家庭の母が就職しており、これに加えて、平成18(2006)年度は、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子家庭等就業・自立支援センターによる支援強化などを進めてきた。

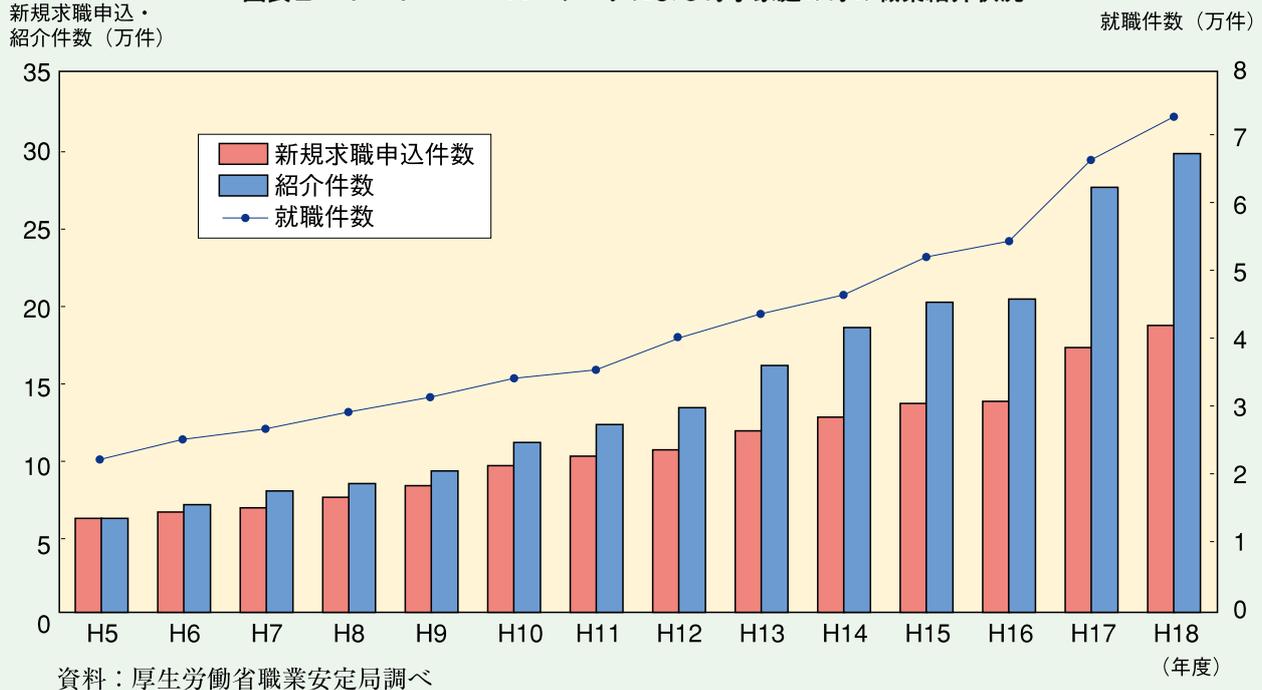
### (1) ハローワーク(マザーズハローワーク)

ハローワークにおいて、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施しているが、母子家庭の母については、平成18(2006)年度の新規求職申込件数は182,345件と平成17(2005)年度(168,437件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(132,594件)と比べ約1.4倍に、平成18(2006)年度の紹介件数は294,611件と平成17(2005)年度(271,571件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(198,104件)と比べ約1.5倍に、平成18(2006)年度の新規就職件数は72,604件と平成17(2005)年度(66,266件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(52,145件)と比べ約1.4倍に増加した(図表2-1-1)。

また、平成18(2006)年度からは、再就職を希望する母子家庭の母を含む子育て女性等への就職支援を行うため、新たにマザーズハローワークを全国12か所に設置した。具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整いすぐにでも再就職を希望する方に対し、担当者制によるきめ細かな就職支援や、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施した。

その中で、平成18(2006)年度においては、担当者制によるきめ細かな就職支援について、対象者が3,000人(年間)を上回ることを目標とした。その結果、新規求職者数54,844人、就職件数13,834人(全国12か所計、子育てをする予定のある女性等、現在子育て中の女性以外の者を含む。)となり、このうち、担当者制によるきめ細かな就職支援については、対象者数が4,580人(年間)、当該支援を受けた対象者の就職率が66.1%と目標を達成した。

図表 2-1-1 ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況



## (2) 母子家庭等就業・自立支援センター

### ①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15(2003)年度から開始した事業である。実施主体は、地方公共団体(都道府県、指定都市及び中核市)で、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができることとなっている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は図表2-1-2のとおりであり、平成18(2006)年度においては、全国94か所の地方公共団体で実施され、平成17(2005)年度に比べ、その取組は進展している。特に、北海道、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、香川県、高知県及び大分県においては、県、指定都市、中核市による共同設置がなされるなど、各地域の実情に応じた方法で実施されている。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業における職業紹介事業の許可の取得状況は、平成18(2006)年度では全国で63か所(63.6%)となっており、ハローワークから求人情報の提供を受けることなどにより、母子家庭の母の就業相談から職業紹介まで一体的な支援を実施した。

図表 2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (15)	中核市 (37)	合計 (99)
実施自治体数	47 か所 (47 か所)	15 か所 (13 か所)	32 か所 (23 か所)	94 か所 (83 か所)
実施割合	100.0% (100.0%)	100.0% (92.9%)	86.5% (62.2%)	94.9% (84.7%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 上段の数字は平成18(2006)年度末時点、下段( )内の数字は平成17(2005)年度末時点のものである。

## ②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供した。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行った。

就業相談の実施状況は、図表2-1-3のとおりであり、平成18(2006)年4月から12月までにおいて、就業相談件数は平成17(2005)年度同時期と比べ約1.4倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.0倍)、就業実績は平成17(2005)年度同時期と比べ約1.1倍(平成15(2003)年度と比べ約5.1倍)に増加した。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
(4月～12月)	9,435件	765件	216件	535件	14件
平成16年度	32,385件	3,251件	1,393件	1,721件	137件
(4月～12月)	23,092件	2,226件	947件	1,218件	61件
平成17年度	46,442件	4,372件	1,652件	2,525件	195件
(4月～12月)	34,583件	3,431件	1,356件	1,889件	186件
平成18年(4月～12月)	46,972件	3,918件	1,543件	2,270件	105件
合計	140,384件	12,803件	5,008件	7,338件	457件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。  
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## ③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて、仕事に結び付く可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は、図表2-1-4のとおりであり、平成18(2006)年4月から12月までにおいて、受講者数は平成17(2005)年度同時期と比べ約2.3倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約4.3倍)、就業実績は平成17(2005)年度同時期と比べ約1.3倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約2.8倍)に増加した。

図表 2-1-4 就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 15 年度	15,504 件	757 件	216 件	415 件	126 件
(4月～12月)	9,083 件	400 件	99 件	232 件	69 件
平成 16 年度	18,396 件	896 件	342 件	509 件	45 件
(4月～12月)	15,275 件	618 件	244 件	341 件	33 件
平成 17 年度	47,210 件	1,682 件	505 件	1,056 件	121 件
(4月～12月)	16,792 件	825 件	357 件	386 件	82 件
平成 18 年 (4月～12月)	38,978 件	1,111 件	423 件	616 件	72 件
合 計	120,088 件	4,446 件	1,486 件	2,596 件	364 件

※ 1 名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ 1 件として数えている。  
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

④就業情報提供事業

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行った。

就業情報提供事業の実施状況は、図表 2-1-5 のとおりであり、平成 18 (2006) 年 4 月から 12 月までにおいて、情報提供件数は平成 17 (2005) 年度同時期と比べ約 1.3 倍 (平成 15 (2003) 年度同時期と比べ約 10.3 倍)、就業実績は平成 17 (2005) 年度同時期と比べ約 1.2 倍 (平成 15 (2003) 年度同時期と比べ約 8.0 倍) に増加した。

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
(4月～12月)	2,888件	319件	74件	235件	10件
平成16年度	22,798件	2,099件	916件	1,089件	94件
(4月～12月)	16,065件	1,491件	633件	810件	48件
平成17年度	29,097件	2,757件	1,105件	1,507件	145件
(4月～12月)	22,940件	2,037件	849件	1,054件	134件
平成18年(4月～12月)	29,627件	2,544件	941件	1,497件	106件
合 計	88,778件	8,053件	3,169件	4,508件	376件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。  
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

### ⑤特別相談事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、弁護士等の専門家による相談事業を実施した。

特別相談事業の実施状況は、次のとおりである(図表2-1-6)。

図表2-1-6 特別相談事業の実施状況

	相談延べ件数 総数	相 談 内 容					
		離婚前の相談	養育費関係の 相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件
平成16年度	5,068件	—	872件	916件	1,075件	1,108件	1,097件
平成17年度	7,224件	—	2,210件	780件	1,020件	1,924件	1,290件
(4月～12月)	4,759件	—	767件	565件	927件	1,615件	885件
平成18年(4月～12月)	7,242件	1,104件	1,075件	644件	844件	2,364件	1,211件
合 計	22,119件	1,104件	4,734件	3,018件	3,685件	5,659件	3,919件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

### ⑥地域の実情に応じた実績向上に向けた取組

②～⑤でみたように、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実績は大きく伸びてきているが、図表2-1-7にみるように、各地域ごとにその実績にはばらつきがみられ、今後は各地の好事例などを参考にしながら、それぞれの地域の実情に応じた積極的な取組が求められている。

図表2-1-7 母子家庭等就業・自立支援センター実施状況（平成17年度）

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就業実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合	受講者数 (延べ件数)	支援割合	就業件数 (延べ件数)	支援割合
都道府県	1	北海道	881	( 2.78%)	864	( 2.73%)	99	( 0.31%)
	2	青森県	120	( 0.79%)	3,985	(26.29%)	22	( 0.15%)
	3	岩手県	380	( 3.73%)	984	( 9.65%)	36	( 0.35%)
	4	宮城県	182	( 1.84%)	3,636	(36.69%)	24	( 0.24%)
	5	秋田県	8,434	(142.20%)	325	( 5.48%)	249	( 4.20%)
	6	山形県	92	( 1.31%)	52	( 0.74%)	5	( 0.07%)
	7	福島県	430	( 4.36%)	87	( 0.88%)	8	( 0.08%)
	8	茨城県	-	( - )	28	( 0.13%)	-	( - )
	9	栃木県	336	( 3.49%)	916	( 9.53%)	27	( 0.28%)
	10	群馬県	164	( 1.23%)	37	( 0.28%)	4	( 0.03%)
	11	埼玉県	962	( 2.93%)	291	( 0.89%)	45	( 0.14%)
	12	千葉県	915	( 3.63%)	504	( 2.00%)	150	( 0.59%)
	13	東京都	248	( 0.33%)	188	( 0.25%)	13	( 0.02%)
	14	神奈川県	208	( 1.29%)	215	( 1.34%)	26	( 0.16%)
	15	新潟県	294	( 3.33%)	-	( - )	60	( 0.68%)
	16	富山県	299	( 9.47%)	1,028	(32.55%)	74	( 2.34%)
	17	石川県	65	( 1.68%)	623	(16.06%)	9	( 0.23%)
	18	福井県	265	( 5.73%)	1,059	(22.91%)	30	( 0.65%)
	19	山梨県	-	( - )	39	( 0.71%)	-	( - )
	20	長野県	5,329	(48.65%)	221	( 2.02%)	343	( 3.13%)
	21	岐阜県	207	( 2.24%)	214	( 2.32%)	10	( 0.11%)
	22	静岡県	1,661	(12.57%)	184	( 1.39%)	160	( 1.21%)
	23	愛知県	4,164	(19.07%)	175	( 0.80%)	237	( 1.09%)
	24	三重県	18	( 0.14%)	379	( 2.94%)	0	( 0.00%)
	25	滋賀県	429	( 5.24%)	594	( 7.26%)	152	( 1.86%)
	26	京都府	552	( 6.74%)	193	( 2.36%)	113	( 1.38%)
	27	大阪府	491	( 1.20%)	2,690	( 6.56%)	152	( 0.37%)
	28	兵庫県	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	29	奈良県	1,217	(16.11%)	273	( 3.61%)	82	( 1.09%)
	30	和歌山県	54	( 0.92%)	16	( 0.27%)	8	( 0.14%)
	31	鳥取県	225	( 4.66%)	980	(20.29%)	13	( 0.27%)
	32	島根県	493	(10.63%)	69	( 1.49%)	35	( 0.75%)
	33	岡山県	226	( 4.50%)	216	( 4.31%)	14	( 0.28%)
	34	広島県	74	( 0.94%)	30	( 0.38%)	3	( 0.04%)
	35	山口県	82	( 0.89%)	166	( 1.80%)	7	( 0.08%)
	36	徳島県	53	( 0.83%)	257	( 4.00%)	5	( 0.08%)
	37	香川県	51	( 1.15%)	53	( 1.20%)	13	( 0.29%)
	38	愛媛県	26	( 0.34%)	1,693	(22.00%)	2	( 0.03%)
	39	高知県	1,339	(36.51%)	60	( 1.64%)	138	( 3.76%)
	40	福岡県	1,052	( 4.10%)	1,746	( 6.81%)	137	( 0.53%)
	41	佐賀県	204	( 2.75%)	40	( 0.54%)	13	( 0.18%)
	42	長崎県	457	( 4.96%)	111	( 1.20%)	73	( 0.79%)
	43	熊本県	1,130	(11.64%)	145	( 1.49%)	104	( 1.07%)
	44	大分県	210	( 3.51%)	42	( 0.70%)	148	( 2.47%)
	45	宮崎県	188	( 2.16%)	116	( 1.33%)	6	( 0.07%)
	46	鹿児島県	217	( 2.03%)	60	( 0.56%)	106	( 0.99%)
	47	沖縄県	223	( 1.09%)	189	( 0.93%)	77	( 0.38%)
	小計		34,647	( 5.54%)	25,773	( 4.12%)	3,032	( 0.49%)

(つづき)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就業実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合	受講者数 (延べ件数)	支援割合	就業件数 (延べ件数)	支援割合
政令指定都市	48	札幌市	3,624	( 18.85%)	7,632	( 39.70%)	222	( 1.15%)
	49	仙台市	517	( 7.72%)	91	( 1.36%)	66	( 0.99%)
	50	さいたま市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	51	千葉市	673	( 11.79%)	229	( 4.01%)	91	( 1.59%)
	52	横浜市	22	( 0.12%)	51	( 0.27%)	4	( 0.02%)
	53	川崎市	33	( 0.51%)	24	( 0.37%)	7	( 0.11%)
	54	静岡市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	55	名古屋市	1,854	( 11.47%)	769	( 4.76%)	61	( 0.38%)
	56	京都市	227	( 1.84%)	134	( 1.09%)	38	( 0.31%)
	57	大阪市	1,102	( 3.76%)	462	( 1.58%)	294	( 1.00%)
	81	堺市	415	( 4.62%)	180	( 2.00%)	222	( 2.47%)
	58	神戸市	147	( 1.18%)	89	( 0.71%)	32	( 0.26%)
	59	広島市	1,445	( 17.11%)	333	( 3.94%)	80	( 0.95%)
	60	北九州市	248	( 2.32%)	5,767	( 53.87%)	75	( 0.70%)
61	福岡市	288	( 2.22%)	197	( 1.52%)	34	( 0.26%)	
	小計		10,595	( 5.94%)	15,958	( 8.95%)	1,226	( 0.69%)
中核市	62	旭川市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	63	函館市	500	( 11.79%)	717	( 16.90%)	46	( 1.08%)
	64	秋田市	—	( —)	68	( 2.86%)	—	( —)
	65	郡山市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	66	いわき市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	67	宇都宮市	230	( 6.78%)	190	( 5.60%)	20	( 0.59%)
	68	川越市	—	( —)	28	( 1.48%)	—	( —)
	69	船橋市	—	( —)	96	( 3.52%)	—	( —)
	70	横須賀市	—	( —)	12	( 0.38%)	—	( —)
	71	相模原市	93	( 2.22%)	42	( 1.00%)	17	( 0.41%)
	72	新潟市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	73	富山市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	74	金沢市	66	( 2.34%)	50	( 1.77%)	11	( 0.39%)
	75	長野市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	76	岐阜市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	77	浜松市	—	( —)	—	( —)	—	( —)
	78	豊橋市	145	( 5.89%)	22	( 0.89%)	1	( 0.04%)
	79	豊田市	31	( 1.61%)	10	( 0.52%)	—	( —)
80	岡崎市	65	( 3.50%)	22	( 1.18%)	1	( 0.05%)	
82	高槻市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
83	東大阪市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
84	姫路市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
85	奈良市	—	( —)	41	( 1.40%)	—	( —)	
86	和歌山市	—	( —)	26	( 0.62%)	—	( —)	
87	岡山市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
88	倉敷市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
89	福山市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
90	下関市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
91	高松市	33	( 0.91%)	20	( 0.55%)	9	( 0.25%)	
92	松山市	—	( —)	1,685	( 31.23%)	—	( —)	
93	高知市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
94	長崎市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
95	熊本市	37	( 0.55%)	2,400	( 35.93%)	9	( 0.13%)	
96	大分市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
97	宮崎市	—	( —)	—	( —)	—	( —)	
98	鹿児島市	—	( —)	50	( 0.89%)	—	( —)	
	小計		1,200	( 0.90%)	5,479	( 4.11%)	114	( 0.09%)
	合計		46,442	( 4.96%)	47,210	( 5.04%)	4,372	( 0.47%)

※「支援割合」とは、平成17年度末現在の児童扶養手当受給者数に占める各支援延べ件数の割合。

## コラム1

## 札幌市母子家庭等就業・自立支援センターの取組

## ―夜間・休日の就業相談などきめ細かな支援を実施―

札幌市の母子家庭等就業・自立支援センターは、平成15(2003)年10月に開設し、事業を社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に委託している。同市における児童扶養手当受給者は、平成17(2005)年度末で19,222人と全国の受給者数の約2.1%であるのに対し、同年度において、就業相談利用者の就業実績は延べ222人と、北海道の雇用情勢が厳しい中で、全国の延べ就業者数の5.1%を占め、相対的に高い就業実績を上げている。また、就業支援講習会の開催回数も平成17(2005)年度実績で381回を数え、受講者数も延べ7,632人と全国の約18.9%を占める高い割合を示している。

同センターでは、支援対象者を確実に就職に結び付けるため、次のような活動を行っている。

## ①就業相談

相談窓口を平日は19時まで延長して開設するほか、土日祝日についても17時まで開設するなど、昼間働いていることから転職活動を行うことが難しい利用者のニーズに対応している。また、職業紹介事業の許可を取得し、毎日電子メールでハローワークからの求人情報を受取り、支援対象者に常に新しい求人情報を提供するほか、求人の充足状況についても逐次確認し、求人に応募した時点で募集が打ち切られていたという事態が起きないように配慮している。

## ②就業支援講習会

パソコン講習等については、漠然と講習を行うのではなく、商工会議所ビジネスPC検定の資格を目指すなど明確な目標を設定することで受講意欲を喚起するとともに、18時台からの講習時間を設けるなど、母子家庭の多様なニーズに対応している。また、待遇面や実際の仕事の内容等について理解を深めるため、ホームヘルパー講習会修了時に福祉施設の人事担当者を招いて就職説明会を開催し、就職に結び付けるなどの取組を行っている。さらに、開講しているすべての講座について、受講中の託児サービスを行っている。

## ③その他

女性の相談員が、子育ての悩みや養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える不安や悩みについて総合的なサポートを行うひとり親家庭等相談を、就業相談と同じ時間帯で開設するほか、女性の弁護士による法律相談(養育費相談)と女性の臨床心理士による家族や職場の人間関係等についての心療相談を、毎月1回開催している。

母子寡婦福祉連合会においては、こうした支援事業のほか、会報誌を定期的(年3回)に発行しており、情報の共有化や様々な世代の母子家庭等の結束力の強化を図っており、今後もこれらの取組を通じて、母子家庭の就業と自立を支援することとしている。

## コラム2

## 秋田県母子家庭等就業・自立支援センターの取組

## —個々のニーズに対応した求人情報の提供などきめ細かな支援を実施—

秋田県の母子家庭等就業・自立支援センターは、平成15（2003）年8月に開設し、事業を社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会に委託している。職員数は3名で全員が母子家庭の母であり、支援対象者の立場に立った支援を行っている。同県における児童扶養手当受給者は平成17（2005）年度末で8,308人と全国の受給者数の約0.8%であるのに対し、同年度において、就業相談利用者の就業実績は延べ249人と、秋田県の雇用情勢が厳しい中で、全国の延べ就業者数の4,372人の5.7%を占め、相対的に高い就業実績を上げている。

同センターでは、毎日求人情報を支援対象者に提供するなどきめ細かな支援を実施しており、具体的な内容については次のとおりである。

## ①就業相談

就業相談の実施に当たっては、就業情報の提供を希望している母子家庭の母を対象に、毎日ハローワークから届く求人情報を、職種や賃金など支援対象者のニーズに即して電子メールで配信している。希望する職業が見つかった場合には、ハローワークにおける職業あっせんを基本としつつも、福祉関係の求職については、同センターと同じフロアにある福祉人材センターにおいて、ワンストップでサービスを提供する体制ができています。また、地域の事情に明るい地域振興局の就業相談員と連携した求人開拓の実施、福祉の就職フェアやハローワーク主催の就職面談会への参加企業に対して、母子家庭の母の就業促進を図るための協力を要請するなどの取組を行っている。

なお、同センターでは、平成19（2007）年度中に職業紹介事業の許可を取得し、支援内容をより一層強化することを予定している。

## ②就業支援講習会

就業支援講習会の開催回数は平成18（2006）年度に27回開催し、受講者数は延べ228人と1回当たりの受講者数を10名程度に抑えて実施しており、受講者全員に指導が行き届くようきめ細かな支援を行っている。講座については、早く就業に結びつける観点から選定しており、高齢化社会を背景とした介護労働力需要の増加に対応するため、秋田、大館、横手の各地域における近隣市町の社会福祉協議会が運営する特別養護老人ホームを講習会場として貸与を受けるなどの協力を得て、訪問介護員養成研修2級課程を実施した。また、就業経験が少ない母子家庭に配慮し、ウインドウズの基礎、ワードやエクセルの入門と活用を目的としたパソコン講座を県内11地域において実施し、あわせてハローワークの職員を講師として、就職に当たっての心構えや履歴書の書き方などの指導を行っている。このほか、センター内にパソコン自習室を開設し講座の復習も含めた自学の場を提供し、操作方法の質問についてはセンター職員が指導に当たっている。

なお、平成19（2007）年度においては、簿記の基礎的な能力を取得することを目的と

して、新たに経理事務の講座を毎週土曜日に開講することとしている。

なお、いずれの講座も母子家庭の母の経済的負担を軽減するため、テキスト代のみを実費として徴収している。

母子寡婦福祉連合会では、こうした支援事業のほか、センター便りを定期的（年6回）に発行し、市町村や関係機関で配布している。今後もこうした取組を通じて、母子家庭の就業と自立を支援することとしている。

### （3）母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行いつつ、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、平成15（2003）年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、これまで都道府県に配属されていた母子相談員について、その名称を母子自立支援員に改め、市及び福祉事務所設置町村にも配置することとされるとともに、職業能力の開発の向上と求職活動に関する支援の業務が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

母子自立支援員は、全国で、平成15（2003）年度には1,343名であったが、平成18（2006）年12月末現在には1,462名と増加するとともに、常勤者の割合が33.4%（平成15（2003）年度は28.4%）と高まっている（図表2-1-8）。

平成18（2006）年度においては、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師に招くなどして、その資質の向上を図った。

図表2-1-8 母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	363名	1,003名	1,366名
平成17年度	360名	1,025名	1,385名
平成18年度	488名	974名	1,462名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）各年度末現在。平成18（2006）年度は平成18（2006）年12月末現在。

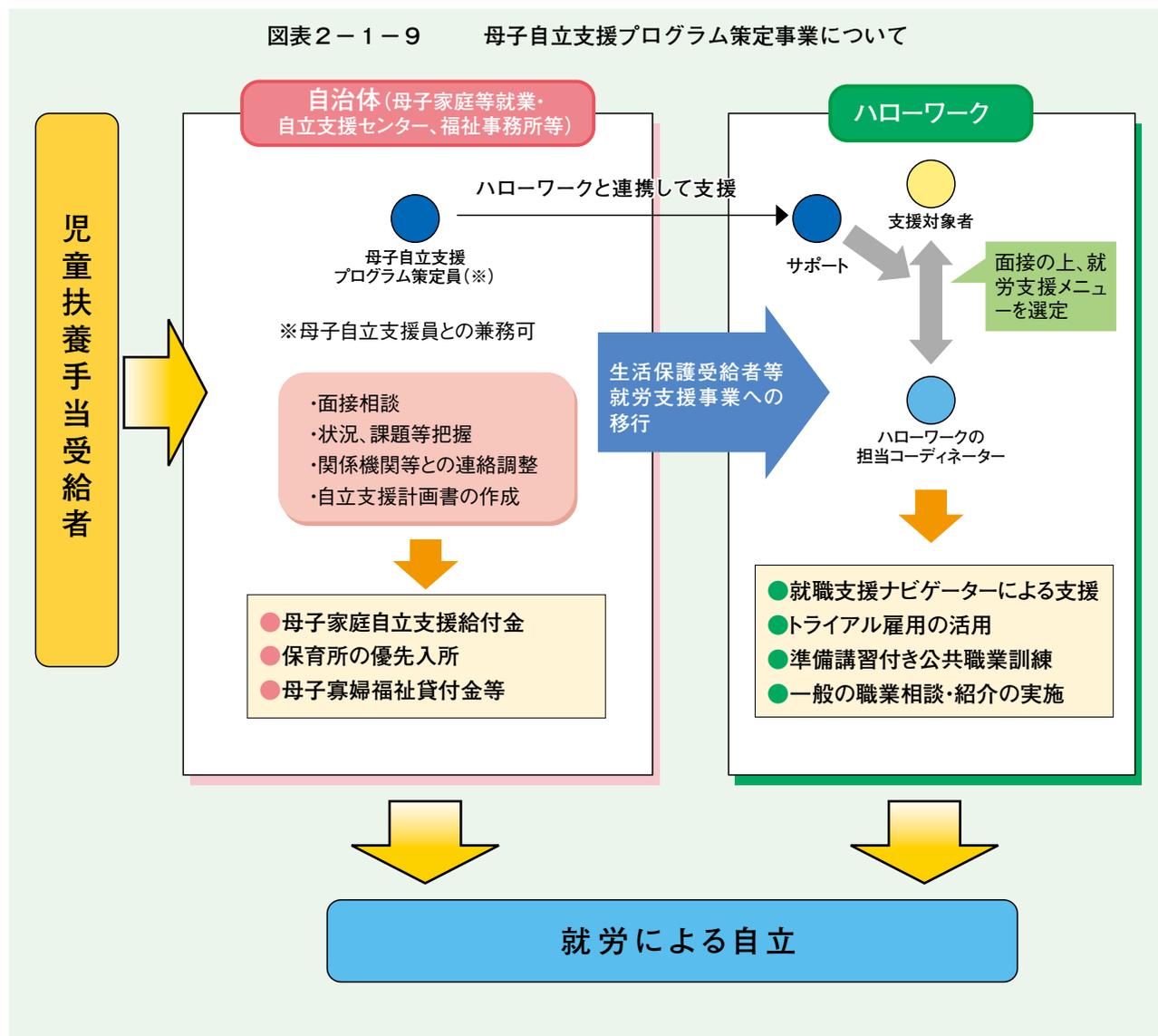
### （4）母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連

携しつつ、就業に結び付けていく必要がある。

このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的とした母子自立支援プログラム策定事業を平成17(2005)年度から実施している(図表2-1-9)。

図表2-1-9 母子自立支援プログラム策定事業について



平成17(2005)年度は、東京都、大阪府及び指定都市においてモデル的に実施したが、平成18(2006)年度からは全国で実施することとした。その実施状況は図表2-1-10、実績は図表2-1-11のとおりとなっており、平成18(2006)年4月から12月までにおいて、自立支援計画書策定件数は前年度同時期より約10.9倍、就業実績は約14.2倍に増加した。

また、母子自立支援プログラムの一環として、ハローワークに、就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

図表 2-1-10 平成 18 (2006) 年度の母子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (15)	中核市 (37)	一般市等 (761)	合計 (860)
実施自治体数	27 か所	12 か所	14 か所	152 か所	205 か所
実施割合	57.4%	80.0%	37.8%	20.0%	23.8%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表 2-1-11 母子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 17 年度	403 件	211 件	75 件	119 件	17 件
(4月～12月)	199 件	71 件	18 件	52 件	1 件
平成 18 年 (4月～12月)	2,171 件	1,006 件	465 件	493 件	48 件
合 計	2,574 件	1,217 件	540 件	612 件	65 件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

**コラム3 大阪府貝塚市の母子自立支援プログラム策定事業の取組****－児童扶養手当の申請段階からアプローチし、きめ細かな個別支援を実施－**

大阪府貝塚市では、平成17（2005）年7月から母子自立支援プログラム策定事業をモデル的に実施しており、市役所児童福祉課にプログラム策定員を1名配置している。同課は、母子寡婦福祉貸付金及び自立支援教育訓練給付金など各種給付金の窓口や保育所入所の担当も兼ねており、児童扶養手当の支給から、生活支援、就労支援まで一体的な支援が可能となっている。事業実績は、自立支援プログラム策定件数が平成17（2005）年度15人、平成18（2006）年度20人となっており、就業実績は、それぞれ9人、16人となっている。

母子家庭の母の自立支援を効果的に進めるため、同市では、①離婚直後等により生活が不安定であるために特に支援が必要な者、②児童扶養手当の一部支給停止措置が適用されることを前にして新たに就職・転職を求めている者などを重点的支援対象者と位置付け、児童扶養手当の支給申請や現況届を提出するために窓口を訪れた者を対象として事業パンフレットを配布しており、約1か月後に就労意欲を確認し、支援対象者へのアプローチを図っている。

就業支援に当たっては、就業に当たっての心構え、履歴書の書き方、模擬面接の実施などの支援を個別に行うとともに、毎週月曜日には、新聞の折り込み求人広告や街頭の軒先等に貼り出されている求人募集の広告を切り貼ったり地図上に示すなどの情報提供に取り組んでいる。模擬面接などの技術的な支援に加え、こうした求人情報の提供が支援対象者の就職に対する具体的なイメージを描くことになり、就業意欲の喚起につながっている。

また、保育所の優先入所などの生活支援が必要な者については、同課において保育所入所を管轄していることもあり、支援者の利便を図ることが可能となっており、また、離婚前相談のため来所した者についても、離婚前から就業支援について説明することにより、離婚後の自立に向けて一貫した速やかな支援が可能となっている。

さらに、ハローワークとの連携が必要な者については、生活保護受給者等就労支援事業に移行し、ハローワーク担当者との面接を模擬面接と位置付け、母子家庭の母が面接本番で能力を最大限発揮できるよう配慮を行っており、ハローワークに対する支援要請者数は平成17年度に4人、18年度に9人、このうち就業に結び付いた者はそれぞれ3人、6人と高い就業実績を上げている。

## 《個別事例》

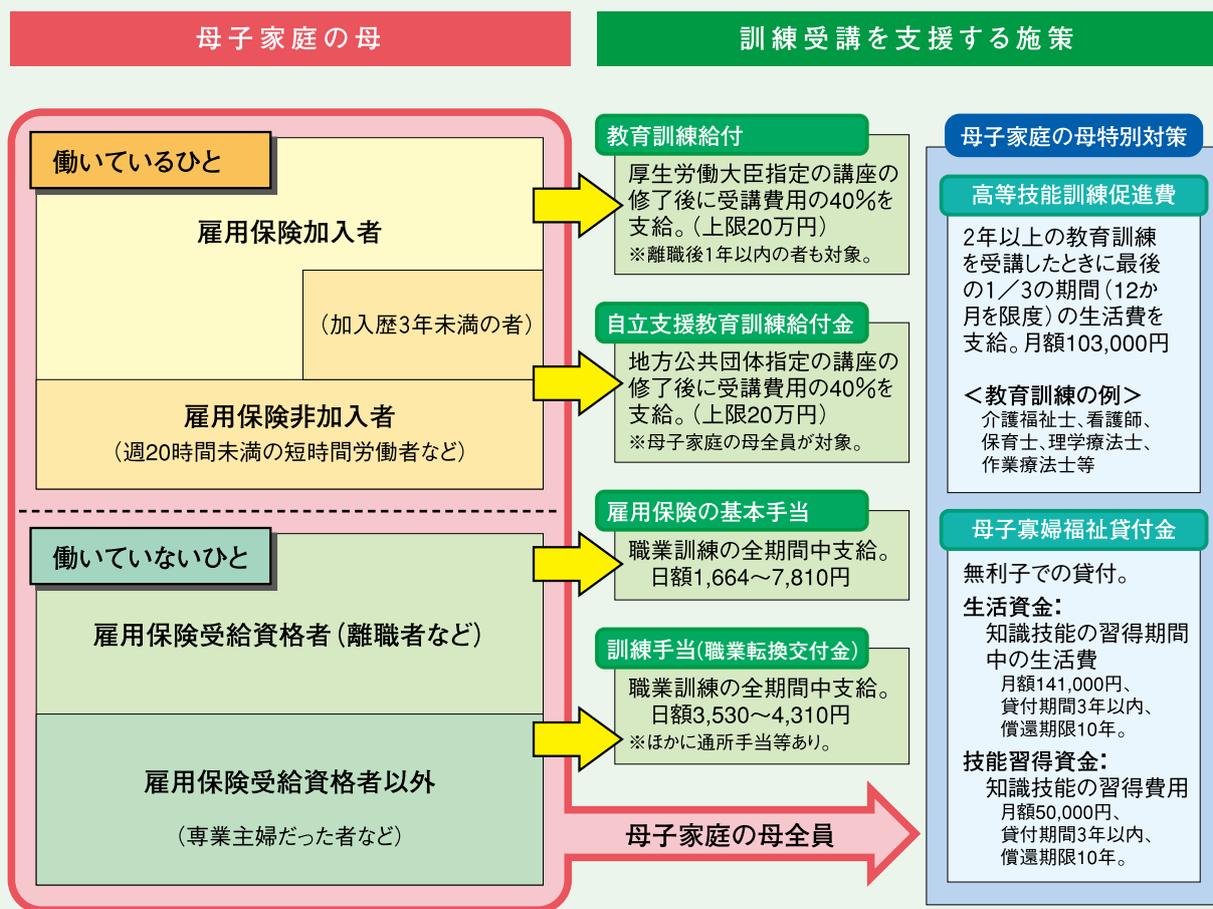
<p>&lt;事例1&gt; 対象者が抱える課題をハローワークと福祉事務所が一体となったケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。</p>	
世帯構成	本人（48歳）と高校生の子どもの2人世帯。
本人の経歴	卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。
福祉事務所とハローワークの支援	福祉事務所で履歴書の書き方の指導等を実施。職業検索の要領がつかめなため、ハローワークへ支援要請。ハローワーク、福祉事務所、本人を交えたケース会議の結果を踏まえ、福祉事務所がパソコン基礎講座の受講を奨励し、ハローワークが積極的な求人情報の提供、求人検索の指導等きめ細かな指導を実施。
結果	ケース会議の結果を踏まえ、本人がパソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として再就職が決定。

<p>&lt;事例2&gt; ハローワークの専任の支援スタッフが、対象者の意向や状態を踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した結果、正社員としての就職が可能となったケース。</p>	
世帯構成	本人（35歳）と子ども（4歳）の2人世帯。
本人の経歴	高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。
福祉事務所とハローワークの支援	15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、ハローワークの同じ専任スタッフが履歴書の書き方や面接時の対応について助言するとともに、ハローワークの求人自己検索機の使い方や、相談者の意向を踏まえた求人情報の提供、就職先の提案を行う。また、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した。
結果	当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。最初に福祉事務所に来所してから約40日で、営業事務の正社員として採用。

## 2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても、より高収入の得られる専門的な職業能力に欠ける場合もみられる。このため、無料で公共職業訓練を実施するとともに、平成15（2003）年度からは、従来の公共職業訓練に加えて、地方公共団体が母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給する事業等を実施している（図表2-1-12）。

図表2-1-12 母子家庭の母の職業訓練メニュー



(1) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力、求職条件等から受講の必要性が高いと認められる者に対しては、無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。また、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、昭和52(1977)年度から雇用対策法に基づく訓練手当を支給してきており、平成17(2005)年度においては、1,164人(平成16(2004)年度は848人)の母子家庭の母に対して訓練手当を支給した。

さらに、平成17(2005)年度から、母子自立支援プログラムに基づく就労支援を受ける母子家庭の母等を対象に、民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した「準備講習付き職業訓練」を実施している。この「準備講習付き職業訓練」では、就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4~5日程度)を実施し、その後、実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3~6か月程度)を実施している。

(2) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15(2003)年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を

受講し、修了した場合に、その経費の40%（上限20万円）を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は図表2-1-13、実績は図表2-1-14及び図表2-1-15のとおりとなっており、平成18（2006）年4月から12月までにおいて、自立支援教育訓練給付金の支給件数は平成17（2005）年度同時期と比べ約1.1倍（平成15（2003）年度同時期と比べ約39.8倍）、就業実績は平成17（2005）年度同時期と比べ約1.1倍（平成15（2003）年度同時期と比べ約37.3倍）に増加した。

図表2-1-13 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県（47）	指定都市（15）	中核市（37）	一般市等（761）	合計（860）
実施自治体数	47か所 (47か所)	15か所 (14か所)	33か所 (32か所)	525か所 (346か所)	620か所 (439か所)
実施割合	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	89.2% (86.5%)	69.0% (44.3%)	72.1% (49.9%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1.上段の数字は平成18(2006)年度、下段( )内の数字は平成17(2005)年度のものである。

2.「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

図表2-1-14 自立支援教育訓練給付金事業の支給件数等

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
（4月～12月）	938件	253件	62件
平成16年度	6,001件	3,129件	2,032件
（4月～12月）	4,491件	2,212件	1,252件
平成17年度	7,203件	4,156件	3,389件
（4月～12月）	5,328件	2,999件	2,295件
平成18年（4月～12月）	5,666件	2,981件	2,468件
合計	20,439件	10,749件	8,075件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-15 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

	総数	就業状況		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
（4月～12月）	31件	6件	24件	1件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
（4月～12月）	522件	162件	315件	45件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
（4月～12月）	1,087件	312件	673件	102件
平成18年（4月～12月）	1,155件	417件	653件	85件
合計	3,992件	1,346件	2,309件	337件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

### （3）高等技能訓練促進費事業

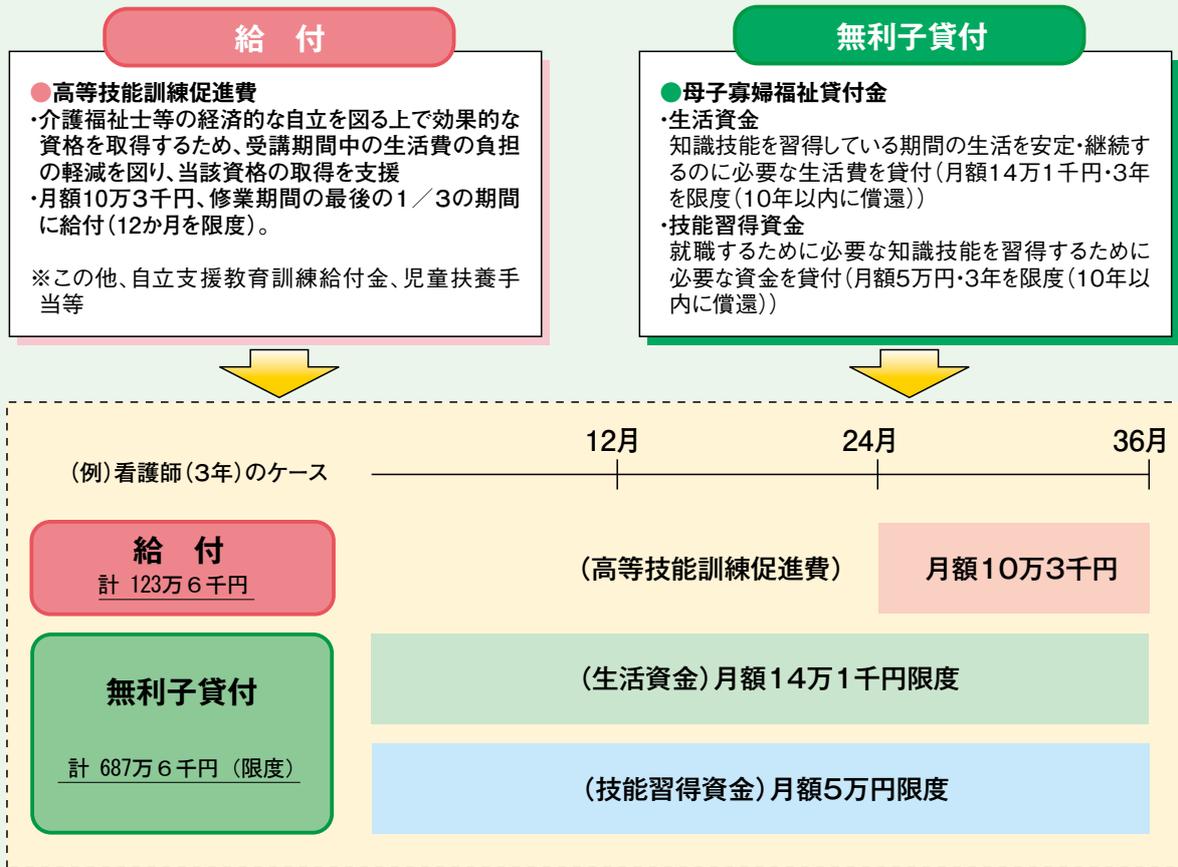
看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定の期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講それ自体が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15（2003）年度から、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その一定期間（修業期間の最後の3分の1の期間（上限12か月））、高等技能訓練促進費（月額10万3千円）を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士及び作業療法士など、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める資格を指定することとなっている。

また、高等技能訓練促進費のほか、母子寡婦福祉貸付金において、無利子で生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することができ、これにより、受講期間の全期間にわたる経済的な支援を行っている（図表2-1-16）。

図表2-1-16 職業訓練期間中の経済的支援



高等技能訓練促進費事業の実施状況は図表2-1-17、実績は図表2-1-18のとおりとなり、平成18(2006)年4月から12月までにおいて、高等技能訓練促進費の支給件数は平成17(2005)年度同時期と比べ約1.4倍に増加している。なお、平成15(2003)年4月から平成18(2006)年12月までに高等技能訓練促進費を受給し、就業した者1,130人のうち、957人が常勤職員となっており、その割合は約85%となっている(図表2-1-19)。

図表2-1-17 高等技能訓練促進費事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (15)	中核市 (37)	一般市等 (761)	合計 (860)
実施自治体数	42か所 (40か所)	14か所 (11か所)	29か所 (29か所)	376か所 (265か所)	461か所 (345か所)
実施割合	89.4% (85.1%)	93.3% (78.6%)	78.4% (78.4%)	49.4% (33.9%)	53.6% (39.2%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 上段の数字は平成18(2006)年度、下段( )内の数字は平成17(2005)年度のものである。

図表2-1-18 高等技能訓練促進費事業の支給件数等

	支給件数	資格取得者件数
平成17年度	755件	709件
（4月～12月）	717件	36件
平成18年（4月～12月）	977件	64件
合計	1,732件	773件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-19 高等技能訓練促進費事業の支給件数等による就業実績の状況  
(平成15(2003)年4月～平成18(2006)年12月)

総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
1,130件	957件	131件	42件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

#### (4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について、①指定保育士養成施設において必修科目となっている保育実習の一部を、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事したことをもって免除できること、②保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとなっている。

### 3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に、通常の求職者よりその就職条件は難しい状況にある。このため、1及び2において述べた就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母の雇用・就業機会の増大に資する施策として、特定求職者雇用開発助成金や常用雇用転換奨励金の支給、母子福祉団体等への事業発注などを促す取組を行った。

#### (1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（賃金相当額の4分の1（中小企業事業主は3分の1）を雇入れ後6か月ごとに2回支給）を支給している。

平成18(2006)年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,236（速報値）件（平成17(2005)年度22,171件）、58（速報値）億円（同58億円）を支給した。

### (2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就労意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、その一方で、仕事の経験が乏しいために技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、望む仕事を得にくい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行し、6か月以上継続して雇用した場合に、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が事業主に対し、奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給する常用雇用転換奨励金事業を平成15（2003）年度から実施している。

平成18（2006）年度には、既にパートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるように、雇用転換の期限の要件を緩和し、採用後6か月以内を職業訓練開始後6か月以内に見直した。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は図表2-1-20のとおりとなっており、その実績については、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主によるOJT計画書の提出件数が平成15（2003）年4月から平成18（2006）年12月までの合計で116件、そのうち、常用雇用に転換された者の人数は、92人となっている（図表2-1-21）。

図表2-1-20 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

	都道府県（47）	指定都市（15）	中核市（37）	一般市等（761）	合計（860）
実施自治体数	32か所 (29か所)	6か所 (5か所)	15か所 (12か所)	166か所 (150か所)	219か所 (196か所)
実施割合	68.1% (61.7%)	40.0% (35.7%)	40.5% (32.4%)	21.8% (19.2%)	25.5% (22.3%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字は平成18(2006)年度、下段( )内の数字は平成17(2005)年度のものである。

図表2-1-21 常用雇用転換奨励金事業の実績（平成15（2003）年4月～平成18（2006）年12月まで）

OJT 計画書提出件数	常用雇用転換者数
116 件	92 人

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

### (3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いことため就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度（月額5万円（最大3か月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

平成18(2006)年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、324人(平成17(2005)年度323人)となっている。

#### (4) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条等に基づき、同法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者等については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準(図表2-1-22)を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成17(2005)年度において、本特例を適用して26件の新規許可を行った。

なお、平成13(2001)年度以降、本特例を適用した新規許可の推移は、図表2-1-23のとおりである。

図表2-1-22 通常の距離基準(平成10年大蔵省告示第74号)

(単位:m)

地域区分	環境区分	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市		25	50	100	200	300
市制施行地		50	100	150	200	300
町村制施行地		—	—	150	200	300

(注)母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表2-1-23 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
許可件数	78件	65件	62件	47件	26件

資料:財務省理財局調べ

#### (5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図ったところである。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成18(2006)年度には、63地方公共団体において委託されている(平成17(2005)年度は58地方公共団体)。

## コラム4

## 北九州市母子寡婦福祉会の就業支援の取組

## －区役所内の食堂・売店を積極的に受託－

北九州市母子寡婦福祉会では、北九州市から母子家庭等就業・自立支援センター事業を受託しており、平成18（2006）年4月から職業紹介所を開設し、さらに母子自立支援プログラム策定事業の策定員を2人配置するなど、母子家庭の母の就業の支援に力を入れている。

さらに、平成19（2007）年1月からは、北九州市戸畑区役所内の食堂と売店の事業の指定を受けた。これは、「母子家庭の母が働く場を自ら生み出したい」と考えた同福祉会が、新築移転した同区役所内の食堂、売店の公募に応募したところ、メニューの価格設定や箸持参でポイントがたまり食券をサービスする「マイチョップスティック」などのアイデアが評価され、事業の指定が決まったものである。

戸畑区役所内の食堂の調理主任には、長年同市内のホテルにおいて勤務経験のある者を充て、提供する食事については健康管理面を考え、一品ごとにカロリー計算表をつけ、季節の野菜をふんだんに取り入れた変化に富むメニューを提供している。

食堂の従業員は8人おり、このうち7人は同福祉会の役員であったが、平成19（2007）年4月からは役員主導から母子家庭の母主導に移行し、母子家庭の母2人が常勤、1人がパートで勤務することとしている。ここで勤務する母子家庭の母には、調理師資格取得の目標を持って実務経験を積み、資格を取った後にはさらに条件のいい職場を目指してもらう狙いもある。

また、売店においても、母子家庭の母が1人勤務しており、夕方になると放課後児童クラブから帰ってくるこの母親の子どもの笑顔や、ふたりが家路につく姿が見られ、まわりの人の心を和ませている。

さらに、平成19（2007）年度からは、同市の若松区役所内の食堂と売店の事業の指定を受けることとなり、就業を希望する母子家庭の母がいれば、順次、同福祉会の役員と入れ替えて就業していただくことを予定している。

## （6）特定事業推進モデル事業

母子家庭の自立を促進するためには、ひとりで子育てと就労を担う母子家庭の置かれた状況を考慮した新たな就業支援施策の構築を推進する必要がある。平成15（2003）年度から、母子家庭の新たな就業の機会を創出するなど、地域の実情に応じた先駆的な事業を推進するための特定事業推進モデル事業を実施している。

群馬県太田市においては、平成16（2004）年度から、「おおたITビジネスモデル事業」を実施しており、平成18（2006）年度においては、パソコンを利用して自動車や機械、家屋などの設計・製図を行うCADシステムを活用した職業スキルに焦点を当て、スキルアップと就業支援コミュニティーの構築を目的とした事業を実施した。この事業は、CADオペレーターが、CADの基本的な操作スキ

ルを身に付ける研修を集合形式又は在宅形式で実施し、続いて実際の業務において即戦力となる技能の習得を目指した実務トレーニングを行うとともに、研修や実務トレーニングに参加した者が相互に情報交換を行う場を提供している。

### (7) 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18(2006)年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰した。

平成18(2006)年度に表彰を受けた企業は、次のとおりである。

#### ①母子家庭の母を相当数雇用している企業(11社)

- (1) 株式会社 秋田新電元(秋田県)
- (2) 株式会社 伊徳 鷹巣南店(秋田県)
- (3) 社会福祉法人 秋田県民生協会(秋田県)
- (4) 医療法人 慈仁会 川崎病院(茨城県)
- (5) 医療法人社団 洋精会(栃木県)
- (6) 医療法人社団 双愛会 足尾双愛病院(栃木県)
- (7) 社会福祉法人 富山市桜谷福祉会 特別養護老人ホーム 白光苑(富山県)
- (8) 株式会社 仁科百貨店(岡山県)
- (9) 医療法人社団 大塚会 唐比病院(長崎県)
- (10) 光金属工業 株式会社(大分県)
- (11) 株式会社 ヨシケイ佐賀 大分営業所(大分県)

#### ②母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業(2社)

- (1) カテナ株式会社(東京都)
- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト中九州(熊本県)

## コラム5

## 全員を正職員として雇用

## －秋田新電元（秋田県）－

- 平成13（2001）年度均等企業推進企業表彰受賞（秋田労働局長賞）
- 平成18（2006）年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等表彰受賞（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞）

秋田新電元は、新電元工業株式会社（本社：東京）の子会社として昭和45（1970）年に秋田県本荘市に設立されて以来、今年で37年目を迎え、現在は由利本荘市内に3工場を有し半導体を生産している企業である。同社は、社是において人材を品質及び生産性向上の源泉と位置付け、「人が成功を生み、人が品質を作り出す」をスローガンに掲げている。同社で勤務する従業員数は、平成19（2007）年4月1日現在で909人となっており、このうち母子家庭の母は11名となっている。従業員に占める割合こそ低いものの、全員が正社員として勤務し、その平均勤続年数も19.8年となっている。

精密機器である半導体の特性を熟知し長年にわたる技術と経験がものをいうこの分野で、母子家庭の母は、主として製品外観の目視による検査や梱包作業をチームで担当しており、母子家庭の母を理由として、職務内容に特別な配慮を行うようなことはせず、一般の従業員と同じように普通に働いている。

一方で、家計的に困難な状況に置かれていることから、寡婦手当の支給による経済的支援を行うとともに、子どもが帰宅したときに母親がいないと安全面や教育面で問題が生じる恐れがあることから、交代勤務制度から除外するなどの配慮を行っている。また、関係法令に基づく、育児時間（短時間勤務）制度や子の看護休暇制度の創設にも早くから対応しており、社是として掲げた理念を具体化するために、積極的に取り組んでいる。

秋田県の雇用失業情勢は依然として厳しい状況が続いている中で、同社は地元秋田を代表する地域のリーディングカンパニーとして、今後とも、母子家庭の母の就業促進に大きな役割を果たすことが期待されている。

## コラム6

## 全従業員の14%が母子家庭の母

—唐比病院（長崎県）—

○平成18（2006）年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等表彰受賞（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞）

唐比病院は、長崎県の県央にあり、はるか遠くに雲仙岳、眼下には風光明媚な千々石湾を望む老人専門病院で、昭和60（1985）年6月の開院から、これまで20余年もの間、医療を通じた地域貢献と良質な医療の提供を基本に、事業を展開してきた。

唐比病院では、病院事業のほか、通所リハビリ、通所介護及びグループホーム事業等の福祉事業も併設しており、全従業員169名のうち女性が143名、女性従業員の約16%に当たる23名が母子家庭の母となっている。このうち2名が看護師、7名が准看護師の専門職であり、雇用形態については、常勤が20名、パートタイマーが3名となっており、パートタイマーの場合は、希望に応じて始業時間、終業時間に配慮、常勤でも希望により夜勤を免除するなど、子育てと仕事との両立を支援している。さらには、常勤へ転換する制度もあり、これまでも子どもの成長に応じて常勤に転換した実績がある。

職員の採用に当たっては、唐比病院は入院期間が比較的長期間に及ぶ療養型病院であること、介護はチームワークが大切であることを踏まえ、地元の求職者を採用するという方針の下、思いやりの感じられる方を積極的に採用しており、現在も毎年2名程度、母子家庭の母を新たに雇用している。母子家庭の母を特別扱いしているわけではなく、こうした考えと、国の未来の宝である子どもを育てながら、頑張っている母子家庭の母の責任感とが見事に調和し、結果として母子家庭の雇用の促進につながっている。また、努めて地元雇用を優先していることから、地域に根差した良質な医療、介護の提供に対する信頼につながっている。

長崎県の雇用失業情勢は依然として厳しい状況が続いている中で、医療・福祉の分野は、高齢化を背景に雇用の場として期待できる分野である。今後とも、医療を通じた地域貢献と良質な医療の提供という初心を胸に、母子家庭の母の就業促進を支援する理事長の熱い思いは変わらない。

#### 4 行政機関等における雇用促進の取組

平成15（2003）年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16（2004）年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人

情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するように要請してきた。

この取組により、平成18(2006)年4月から12月までの間に、母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて、国の機関には26名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が2名、それに満たない時間数・日数で勤務している者が24名)が採用され、地方公共団体及び関係団体には219名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が48名、それに満たない時間数・日数で勤務している者が171名)が採用された(採用者数は厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)。

また、平成17(2005)年6月に、母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関において、母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、会計等の事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請する等母子家庭の母の就業の支援に配慮する。なお、この場合には、公務に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意する」旨の内容に基づき、事業者向けリーフレットを用い、様々な事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請した(図表2-1-24)。

図表2-1-24 事業者の皆様へのポスター

**事業者の皆様へ**

## 母子家庭の母の就業をご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

**Q 例えば、どのような支援の方法があるのか?**

- A 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

**【母子福祉団体等への事業委託例】**

- ビル・公園等清掃事業
- 自動販売機の設置
- 統計データ等入力業務
- 議事録作成業務
- 託児業務委託 等
- 食堂・喫茶・売店経営
- 事業所内の保育事業
- 介護人派遣事業
- 宅配給食サービス

**Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは?**

- A 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口：福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口：ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口：ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。

**詳しくは...** 最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。